



【お得なお試しだけのつもりが定期購入に！？】

【事例】

シミが消える効果があるという高額な美容クリームが「初回550円」でお試し出来る、いつでも解約可能というSNSの広告を見て注文した。代金をコンビニで支払った翌日に2本クリームが届き、3万円請求された。解約を申し出ると、定期購入になっており4回商品を受け取った後に、次回発送の10日前までに連絡しなければ解約出来ないと言う。定期購入だとはわからなかった。2回目以降の代金は支払いたくない。

【アドバイス】

1回だけのつもりで商品を注文しても、「定期購入」が条件になっている、総額として数万円等、注文時に想定した以上の金額を支払うことになるケースがあります。必ず「最終確認画面」で定期購入が条件になっているか、2回目以降の分量や代金などの販売条件を確認しましょう。

また、「定期縛りなし」「いつでも解約可能」と書いてあっても、実際解約するためには、高額な違約金が請求される場合があります。

ネット通販は、無条件で契約を解除できる「クーリング・オフ」制度はありません。ただし、改正特定商取引法により令和4年6月1日以降は、最終確認画面において必要事項が表示されていなかったり、不実の表示や誤認させるような表示があったりした場合、誤認して申し込みをした消費者は、契約を取り消せる可能性があります。トラブルが生じた場合には、消費生活センターにご相談ください。

【問題】

①令和4年6月1日以降は、ネット通販において、最終確認画面に必要事項が表示されておらず、誤認して申し込みした消費者は、契約を取り消せる可能性がある。

【答え】 ○

改正特定商取引法により令和4年6月1日以降は、最終確認画面において必要事項が表示されていなかったり、不実の表示や誤認させるような表示があったりした場合、誤認して申し込みをした消費者は、契約を取り消せる可能性があります。

身に覚えのない請求や、不審な電話・メールなど、お困りの際は
鎌ヶ谷市消費生活センターにお気軽にご相談ください。

場所: 鎌ヶ谷市役所2階商工振興課内

電話: 047-445-1246

時間: 平日(土日祝日・年末年始除く) 10時~12時 13時~16時

